

補綴歯科専門医倫理調査委員会規則

(令和 4 年 2 月 21 日制定)

(令和 4 年 7 月 15 日改正)

(令和 4 年 10 月 24 日改正)

(設 置)

第 1 条 公益社団法人日本補綴歯科学会および特定非営利活動法人日本顎咬合学会(以下、「両会」という。)は、会員に補綴歯科専門医倫理綱領(以下、「綱領」という。)に違反する不正行為の疑いが生じた場合、必要に応じて補綴歯科専門医倫理調査委員会(以下、「本委員会」という。)を設置することができる。

(目 的)

第 2 条 本委員会は、綱領に違反する不正行為の疑いが生じた場合、事実確認のための調査を行うことを目的とする。

(組 織)

第 3 条 本委員会は、次に掲げる委員 4 名および幹事 1 名をもって組織する。

- (1) 委員長 1 名
 - (2) 両会から理事 2 名
 - (3) 一般の立場の者から 2 名
- 2 委員長は、両会の代議員の中から両会の理事長が利益相反のない適任者を合議の上推薦し、両会の理事会の承認を得て委嘱する。
- 3 委員および幹事は委員長が推薦し、両会の理事長が両会の理事会の承認を得て委嘱する。
- 4 理事長、委員、および幹事の任期は、当該案件の調査が終了するまでとする。

(会 議)

第 4 条 本委員会は、委員長が招集する。

2 本委員会は、委員の 4 分の 3 以上の出席をもって成立する。

第 5 条 本委員会は、次の任務を行う。

- (1) 調査のための資料収集および事情聴取等の方法を速やかに決定し、事実確認のための調査を行う。
- (2) 必要に応じて、前項の調査の一部または全部を緊急事態発生箇所または緊急事態発生箇所を所管する役職者等に依頼することができる。
- (3) 調査の必要上、事情聴取を実施することが必要であると認めた場合は、書面または口頭で通知の上、関係者の出頭を求めることができる。ただし、関係者が弁護士等の同席を申し出た場合は、本委員会において申し出の内容を検討した上で、同席を認めることがある。
- (4) その他目的を達成するために必要な業務を行う。

(調査にかかわる情報提供者の保護)

第 6 条 本委員会は、調査にかかわる情報の提供者が不利益な取り扱いを受けないよう、調査の方法に十分配慮しなければならない。

(調査の報告)

第 7 条 本委員会は、第 5 条第 1 項の規定による調査が終了したときは、調査結果を速やかに理事長に報告しなければならない。

(委員会の解散)

第 8 条 両会の理事長は、本委員会の任務が終了したと判断したときは、本委員会を解散する。

(守秘義務)

第 9 条 委員および調査に関与した者は、調査上知り得た情報を他に漏らしてはならない。委員会を解散した後も同様とする。

(改 廃)

第 10 条 この規則の改廃は、両会の理事長の発議により、両会の規程を検討する委員会での協

議の上、両会の理事会の議を経て、一般社団法人日本歯科専門医機構の承認を受けなければならない。

附 則

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。